



沖縄県指令子第693号

沖縄県那覇市西2-4-3 クレスト西205
特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ

令和4年6月21日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第11条の2第1項及び児童福祉法第57条の3の4第1項に規定する指定事務受託法人の指定については、下記のとおり指定します。

令和4年6月27日

沖縄県知事 玉城 康裕



記

法人名	特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者職氏名	理事長 堀川美智子
事業所名	特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ
事業所所在地	沖縄県那覇市西2-4-3 クレスト西205
指定年月日	令和4年6月27日
サービスの種類	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の2第1項第1号に規定する質問等事務 児童福祉法第57条の3の4第1項第1号に規定する質問等事務



子障第344号
令和4年6月27日

特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ
理事長 堀川 美智子 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



指定事務受託法人の指定について（通知）

令和4年6月21日付けで申請のありましたみだしの件について、障害者総合支援法第11条の2第1項及び児童福祉法第57条の3の4第1項の規定に基づき、別添のとおり指定されたので通知します。

なお、その運営にあたっては、下記の事項に十分留意の上、遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 障害者総合支援法施行令第3条の4第1項及び児童福祉法施行令第44条の10第1項の規定に基づき、申請内容又は届出内容を変更するとき、又は当該市町村事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、その30日前までに届け出ること。
- 2 知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認める場合は、報告及びこれに係る書類の提出を求めることがある。
- 3 指定事務受託法人が、厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったときなど指定事務受託法人として適当でないと認める場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあるので留意すること。